

スクラバー洗浄水の排水については、海防法^{※1}体系の規定に基づく基準（IMOが策定した国際基準を国内法体系に取り入れたもの）が設けられており、①当該基準を満たすこと、②常時監視すること、③スクラバーについて定期的な検査を受けることが義務づけられている。つまり、当該基準を満たせば排水を行うことが法令上認められる。

船舶から排出されるスクラバー洗浄水の基準

（海防法第19条の2及び技術基準省令[※]第43条の2に基づく通達
（平成30年1月10日 国海環第126号）

水素イオン濃度 (pH)	以下のいずれかを満たすこと ・船外排出口で6.5以上。ただし、航行中において取水口と船外排出口での差が2.0以下である場合はこの限りでない。 ・船舶を停泊中に、最大負荷で稼働させた状態において船外排出口から4m離れた地点で6.5以上
多環芳香族炭化水素 (PAH)	燃料油燃焼装置の最大連続出力、又は定格出力の80%において50 μ g/L以下（洗浄水の流量45t/MWhの場合）
濁度	取水と船外への排出水の差が25FNUs（ホルマジン比濁計単位）以下又は25NTUs（比濁計濁度単位）以下
硝酸塩	排出ガス中のNO _x 量の12%（vmg/L）又は60mg/L（洗浄水の流量45t/MWhの場合）のうち、いずれか大きい値以下

排水の常時監視記録

（技術基準省令第43条の2）

スクラバーには、排水の監視記録装置の備え付けが義務



排水監視記録装置



モニター画面

スクラバーの検査

（海防法第19条の36）

国又は船級協会は、建造・搭載時及び定期検査の際にスクラバーの基準適合性を確認

※1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

※2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）